

支援センターだより  
No. 4

# 税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター

(公益活動對策部)

東北税理士会成年後見支援セミナーだよりの4回目は、後見監督人の業務についてです。

後見監督人には、法定後見制度における成年後見監督人等、補助監督人、保佐監督人等と任意後見制度における任意後見監督人があります。後見監督とは、文字通り後見監督人が後見人等に対し、後見事務を正しく行っているかどうかを確認し、問題点があればこれを是正するよう指導監督することです。

本号では、主として成年後見監督人等の業務の概要を紹介します。

(1) 2 成年後見監督人等の選任  
成年後見監督人等の選任は、  
現行の法定後見制度では家庭

- (3) 成年後見監督人が選任されるような事案としては、  
① 預貯金等多額の資産を有  
しているような場合  
② 不動産にあっては、多く  
の賃貸不動産を抱えている  
ような場合

(2) ① 成年後見監督人等の権限は  
いつでも成年後見人等の  
代理すること（代表的なもの  
のとしては、本人と成年後  
見人（家族・親族）がとも  
に相続人となる場合の遺産  
分割協議がある）。

- ① 収支状況の確認  
不相當又は不明確な支出  
の有無のチェック  
(例) 親族への贈与、親族  
への貸付、後見人自身の生  
活費等の支出

- が大きく異なっております。法  
定後見制度にあっては、成年後  
見人等、成年後見監督人等とも  
家庭裁判所の監督の下で後見事  
務を行つておりますが、任意後  
見制度の場合は、任意後見人を  
直接監督するのは任意後見監督

- が選任され、より安全性が担保されることになります。

また、保佐人、補助人も代理権を持つことがあることが成年後見人等の事情となります。成年後見人等が欠けたとき等で、成年後見人等が行うべき緊急の事務が発生したような場合である。

④ 成年後見人等と本人の利益が相反する場合に本人を補助にも監督人の制度が設けられております。

- 具体的の実務としては、財産監護の事務処理についてのチェック、検証、指導等を行なうことになります。具体例としては

- の相違点

- (2) 場合に、成年後見人等、その親族、成年後見人等の請求または家庭裁判所の職権により選任されることになります。

成年後見人には幅広い権限が付与されており、権限濫用や任務懈怠を防止するといつた観点から、成年後見監督人

(3) 成年後見人等に代わって必要な処置をすること（急迫な事情がある場合の成年後見人等に代わって必要な処置をすること）

② 成年後見人等が死亡等で欠けた場合には、遅滞なく後任者の選任を家庭裁判所に請求すること。

① 成年後見人等の事務を監督すること。

- 人等の責任を家庭裁判所に請求することができる」というふうまであります。

- 5 任意後見監督人との制度上  
(7) 検証等が挙げられます。  
(6) 介護認定及びサービス利用  
契約等のチェック、施設入所  
契約の確認

- (1) 権限

③ 親族間に紛争があり、その調整・助言等が必要となる場合

④ 不適切な行為が見られる、あるいは想定されるような場合等が考えられます。

3 成年後見監督人等の職務と  
次とのおりであります。

- 事務に関して報告等を求める  
またはその事務若しくは本人の財産の状況を調査する  
ことができる。

② 本人の財産の管理、その他後見事務について必要な処分を命ずることを家庭裁判所に請求することができる。

③ 監督の過程で不正行為等を知ったときは、成年後見人

- (5) 各種手続、公法上の行為の検証

(4) 不動産賃貸収入管理等及び処分についてのチェック及び検証

(3) 収入と支出のバランスをチェック

(2) 収入項目や収入額のチェック

(1) 財産管理に係る各種契約手続の違法性等の検証

人であります。

家庭裁判所は、任意後見監督人から任意後見人の事務について、定期的な報告を受けることにより、間接的に任意後見人を監督するという仕組みであります。

## 6 おわりに

厚生労働省の推計で、認知症の高齢者が本年300万人を突破しました。65才以上の10人に1人が患っている計算であると、いう新聞記事が先ごろ掲載されておりました。この超高齢社会、核家族化また家族関係も多様化する中で支援が必要とする方の増加が予想されるところであります。

後見申立ての動機で最も多いのが財産管理といわれております。

税理士は、公共的役割を担つておらず、また、身近な存在として地域社会との関わりを高め、同時に成年後見制度の一端を担うことにより税の専門家として大きな期待が寄せられております。是非ご理解をいただきたいと思ひます。

(相談委員 島 知弘)